

2-7 関連部局との連携による文化財の面的な把握

これまでに実施してきた個々の文化財調査を、地域的・歴史的・空間的な関連性を有する文化的所産として理解し、域内の文化財群のつながりの把握に努めます。また、保護の方向性が共通する関連分野とも連携し、個々の文化財に対して重層的な意味づけが行われるよう検討します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・日本遺産などストーリー性をもった地域活性及びブランド化への関与
- ・土木遺産や農業遺産など広域なインフラを対象とした取り組み
- ・伝統的工芸品指定や自然保護など、方向性が共通する部局との連携

(3) 方針3 文化財を循環型社会システムに組み込む

文化財を保存・活用するにあたっての人材不足・資金不足・予算不足が常態化するの、これまで文化財保護に取り組んできた主な関係者（所有者、技術者・材料供給者、自治体など）だけでは十分な対応を行うことが困難な状況に陥っていることが原因と考えられます。今後は意識的に、地域の社会・経済活動の中に文化財を位置づけ、幅広い主体による保存と活用を行い、持続可能なサイクルを構築する必要があります。

3-1 社会活動・生涯学習と連動した保存継承機会の創出

文化財の所有者・管理者、さらにはその享受者にとっても、文化財が自らの生活や活動の一部に位置づけられていることが、今後の自立的・持続的な保存継承における理想の姿となります。そのためには、文化財が創造的な社会活動の源泉となり得ることを、人材育成や教育普及をとおして、これまで以上に社会と共有していく必要があります。

宮城県教育委員会としての施策

- ・無形民俗文化財における公開・披露機会の創出支援
- ・文化財保存活用団体の育成促進
- ・サポーターズクラブなど文化財保存・継承・活用・普及啓発拠点の設置支援
- ・文化財保護活動に係る顕彰

民俗芸能等継承のための企業連携

全国では、民俗芸能の継承取組に協力・支援（従業員の民俗芸能参加奨励、休暇取得促進）する企業・団体を「パートナー企業」として登録する制度等、企業との連携を進めている地域があります。このような制度は、文化財の保存継承に資することはもちろんのこと、企業等の社会的貢献やイメージ・認知度向上につながるものとしても期待されています。

3-2 教育的意義を明確にした学校教育との連携

自らの生まれた地域の伝統や文化を深く理解し、尊重する態度を身に付けることは、多様な文化や生活習慣をもつ相手と敬意をもって協働する力を育むことにもつながります。伝統や文化に関する教育は直近の学習指導要領改訂でもさらなる充実が示されたところですが、「持続可能な社会づくりの担い手」を育成するにあたり、文化財に求められる役割は今後ますます大きくなります。

ただし、文化財とのふれあいが、単なる学校行事や慣行に落とし込まれるのではなく、その教育的な意義を明確に位置付けた上で実施されなければなりません。学校教育との連携にあたっては、教育基本法や学校教育法の理念に今一度立ち返った上で協働を図ることを検討します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・学校教育における総合学習など、文化財を活用した学社融合方策の検討
- ・p4c (philosophy for children (子どものための哲学)) などで活用される文化財教材の開発
- ・学校教員向け教材活用ガイドブックなどの作成

教育基本法

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

(中略)

5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

3-3 保存・活用にかかる資金の確保

保存・継承・活用の経費については、個々の文化財に適した経費の確保を検討し、文化財関係者と地域社会が一体となって文化財を守る資金調達システムの構築を目指します。ただし、その構築の基礎として、直接的な行政支援は必須であり、宮城県及び市町村補助はもちろんのこと、国庫補助や財団助成などのマッチングも併せて検討します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・所有者及び管理者による適切な経費算定への協力
- ・文化財活用及び地域社会活性化による資金獲得システムの創出促進
- ・県の文化財補助金の予算確保
- ・市町村が実施する保存・活用にかかり、予算確保のための指導助言
- ・指定寄付金やふるさと納税などの活用促進及び検討、各種財団及び企業支援など情報の集約と周知
- ・クラウドファンディング、地域活性化ファンドなど資金調達の研究

資金調達の戦略

資金調達に必要な経費の算定、機運醸成、先行事例等は、文化庁がまとめた「文化財保護のための資金調達ハンドブック」に詳しく掲載されます。

3-4 行政所有文化財及び収蔵展示施設の模範的な保存・活用

行政所有・管理の文化財は、シビックプライド（都市に対する市民の誇り）醸成の拠点として、個人法人所有文化財の模範とならなければなりません。即ち、行政所有・管理の文化財においては、適切な保存の徹底と、地域活性化に供する活用に努めます。

宮城県教育委員会としての施策

- ・ 特別名勝松島の適切な保存管理の徹底
- ・ 多賀城跡調査研究所における特別史跡多賀城跡の継続的な環境整備
- ・ 発掘調査における出土遺物の適切な収蔵環境の確保と管理
- ・ 県有収蔵展示施設における文化財（資料・作品）の適切な管理、及び保存と活用
- ・ 市町村収蔵展示施設に対する指導・助言、活用模範としての運営
- ・ 市町村有文化財の保存・活用にかかる技術的支援

3-5 普及・活用手法の創出

文化財の普及と活用にかかり、「公開」「体験」「学習」などの既存手法においては、ターゲットを明確にし、より効果的な取組に努めます。また、近年、多様な活用手法として注目されている VR や AR、3D プリンタ複製などの先端技術、ユニークベニューなどの活用手法の創出も促進します。

このほか、教育普及や生涯学習においても、対話や実践を取り入れた新たな活用方法を検討します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・ 普及啓発・活用の効果にかかる調査研究と、方策の検討
- ・ ICT を活用した魅力的な情報発信の検討
- ・ 文化財の保存を起点としたユニークベニューのデータベース化
- ・ 企業・団体などが実施する文化財を題材とした情報発信への協力

ユニークベニュー的な活用

文化財あるいは文化財収蔵施設は、独特の雰囲気を持つ特別な空間ものが多く、これらを会場としてイベント等を実施することにより、特別な体験が生まれやすくなります。宮城県内では、重要文化財洞口家住宅（名取市）の主屋にて、演奏会を開催した例もあります。



重要文化財での演奏会

3-6 適切な修理・管理・保全の促進とそれら技術・技能の向上

文化財は、適切な修理・管理・保全が行われることでその価値を維持し、今日まで伝えられてきました。今後も、伝統的な技術や技能、適切な資材を用いながら、これらを継承することが求められます。

このような修理・管理・保全が継続的に行われることにより、

修理などを担う事業者や技能者など、関連市場の活性化による経済効果も期待でき、技術の確実な伝承や安定した資材の供給も実現できます。

宮城県教育委員会としての施策

- ・ 建造物や美術工芸品などにおける修理用資材の永続的な確保の支援
- ・ 所有者等文化財関係者向け管理及び保全技術研修機会の創出
- ・ 地域の健全なアイデンティティ向上に資する美観向上や整備活用の促進
- ・ 建造物や史跡名勝などの適切な修理周期の検討
- ・ 文化財修理技術者に対する文化財以外での修理機会創出の検討
- ・ 文化財保存技術にかかる記録作成
- ・ 建造物や天然記念物における管理の延長としての修理・保全の在り方検討
- ・ 地産地消方式の保存・活用の手法検討

ふるさと文化財の森

文化財建造物を修理し後世に伝えていくためには、木材や檜皮・茅・漆などの資材の確保と資材に関する技能者を育成することが必要であることから、文化庁では文化財建造物の保存に必要な資材の供給林及び研修林となる「ふるさと文化財の森」の設定、資材採取等の研修、普及啓発事業を行う「ふるさと文化財の森システム推進事業」を実施しています。

3-7 周辺環境を含めた文化継承プログラムの構築

文化財は、文化財そのものだけでなく、それらが生まれた地域の自然環境・生活環境が守られることによって維持・継承・発展させていくことができます。文化財を取り巻く環境を含めた公開活用や生涯学習などをとおして、その価値を共有する機会をより多く創出することによって、多様な観点からの文化継承を目指します。

宮城県教育委員会としての施策

- ・ 地域の民俗文化財や生活技術にかかる伝承支援
- ・ 民俗芸能や仏像など、特に動産文化財の魅力を共有体験する現地公開活用の促進
- ・ 地域づくり部局との連携
- ・ 文化的景観をはじめとする、自然との相互作用を理解した文化財の普及啓発

現地体験への誘導

宮城県地域文化復興プロジェクトにて令和元年8月に開催した「宮城に息づく民俗芸能公開シンポジウムー異伝の法印神楽編ー」では、民俗芸能保存会構成員による個々の芸能映像解説を行い、芸能の担い手から鑑賞ポイントを直接学ぶ機会を創出、現地での祭礼体験に誘導しました。

(4) 方針4 文化財の災害対応力を高める

気候変動による大規模自然災害の増加や人為的破壊行為の過激化により、文化財は今後一層の管理体制の強化が求められています。東日本大震災を経験した宮城県において、「従来の固定観念では対応ができない」、また「非常時に平時以上のことはできない」ということを、私たちは身を以て経験しています。防災の枠組が机上の空論とならぬよう、平時の体制整備・理解促進・保存と活

にも十分に留意したものとする。

② AⅠ遺構等保存活用地区の基本方針

AⅠ地区

- * S重点遺構保存活用地区に準じる地区として見学者の誘引策を検討するとともに、景観的にも全体的な維持向上を図る。
- * 先述の既整備地区に係る課題についても、S重点遺構保存活用地区と並行して、再整備や補修等を実施する。
- * 特に近年の発掘調査成果により説明板等の内容について修正が必要なものは、適宜新しい情報に更新する。

③ AⅡ遺構等保存活用地区の基本方針

AⅡ地区

- * 旧塩竈街道沿いで、江戸時代以降に形成された集落が存在する地区であり、第3次保存管理計画では生活文化構成要素として位置付けしている。
先述のS重点遺構保存活用地区、AⅠ遺構等保存活用地区の整備活用と並行して、地域住民との共営等による特別史跡と調和した集落景観の維持向上を図る。

④ 緑地環境保全地区の基本方針

緑地環境保全地区

- * 公有化が進捗し、まとまった緑地景観として修景可能な地区に関しては、史跡景観の一部として積極的な管理を行う。
- * 活用に関しても、状況に応じて里山的利用が可能な地区での体験学習等を検討する。

⑤ 湿地環境保全地区の基本方針

湿地環境保全地区

- * 極力公有化を行わず水田として継続を目指す。また、公有化が終了している旧水田については、可能な範囲で水田としての機能維持を図り、古代米栽培などの体験学習を検討する。

3) S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画

整備活用計画

第3次保存管理計画期間では概ね以下の整備活用内容について実施を図ることとする。
なお、以下のマスタープラン・マスタープログラムに基づく整備活用計画については第3次保存管理計画段階でのイメージであり、これらの計画の詳細については、今後、第3次保存管理計画に基づいて策定を予定している「特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画」で具体化へ向けての十分な検討を再度行うこととする。

① S重点遺構保存活用地区に係る整備活用計画マスタープラン

マスタープラン

イ) 遺構保存活用計画

遺構保存活用計画

政庁北面地区 ＊ 政庁北面地区

- ・ 政庁地区の後背地としてふさわしい修景を行う。
- ・ 管理事務所に併設する既存駐車場は大型バスの進入が困難なため、旧塩竈街道沿いに大型バスの乗降にも利用可能な広場を設置する。
- ・ また、当該広場には案内休息施設を設置し、ボランティアガイドの拠点、バスの待合や雨天時の避難場所等、来訪者の利便性向上にも配慮する。

政庁地区 ＊ 政庁地区

- ・ 新たな見解に基づき第Ⅱ期政庁の平面表示について再整備を行う。
- ・ 既存の野外模型や説明板等で、内容的に修正の必要性が生じているものについては適宜更新する。

政庁南面地区 ＊ 政庁南面地区

- ・ 既整備の石積み階段について舗装等の補修による全体的な修景を行う。

城前地区 ＊ 城前地区

- ・ 発掘調査成果に基づき、第Ⅱ期の遺構について平面表示を行う。
- ・ 当該地区については政庁地区、鴻の池地区、南門地区への良好な眺望が確保できる立地上の利点があり、これらに十分に配慮した整備を実施する。

鴻の池地区 ＊ 鴻の池地区

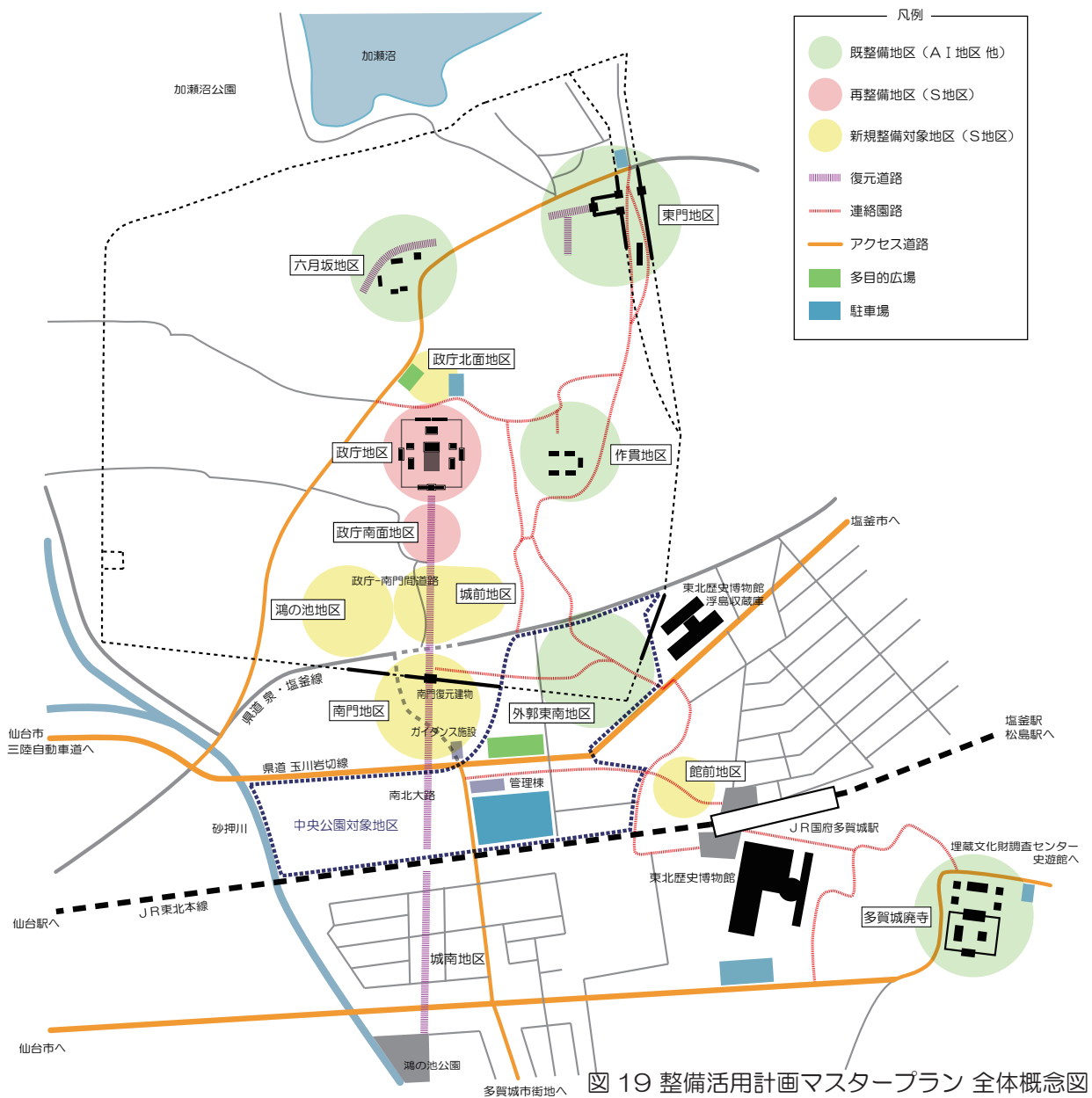
- ・ 近年の発掘調査成果に基づき、想定される園池の復元的整備に関連して、園池の範囲等を確認するための発掘調査の必要性も含めて今後の検討課題とする。
- ・ 当時の園池にふさわしい周辺景観についても合わせて検討する。
- ・ 当該地区に広がる湿地域には貴重な木質系の遺構・遺物が存在するため、これらの遺存環境の保全にも十分な配慮を図る。
- ・ 生活排水や雨水が流入することから、下水道計画との調整を図っていく。

南門及び周辺地区 ＊ 南門及び周辺地区

- ・ 第Ⅱ期の南門及び築地の一部について実物大復元を行う。
- ・ 多賀城碑を含め周辺地区の関連整備、緑地修景を行う。
- ・ 建物復元に合せ、第Ⅱ期の政庁－南門間道路及び南北大路について復元的整備を行う。
- ・ 現在、政庁－南門間道路を横断している県道泉・塩釜線については、市道変更時に一部埋立て（地形復元）等による政庁－南門間道路の連続性を確保する方向で検討する。また、市道丸山線の現市道についても管理用部分を除き、同様の目的で埋立て（地形復元）を行い廃止を検討する。
- ・ 既存の便所及び駐車スペースについても、前述の南門及び築地の復元や市道廃止に伴い、撤去のうえ地形等の復元を行う。
- ・ 南門復元建物の南方で、南北大路沿いにガイダンス施設、多目的広場、便所・駐車場等を設置し、来訪者を南北大路・政庁－南門間道路へ誘導する。

館前遺跡 ＊ 館前遺跡

- ・ 建物跡の平面表示による整備を行うとともに、そのうちの一棟については案内休息機能を持たせた復元的な施設とする。
- ・ 当該地は南門復元建物が遠望できる立地を有する事から、多賀城跡全体の案内板を



南門（第Ⅱ期）復元建物イメージ図



設置する等の情報提供を行う。

ロ) 施設配置計画

ガイダンス施設 * ガイダンス施設

- ・玉川岩切線の北側で南北大路沿いに、S重点遺構保存活用地区を中心とした史跡見学の拠点としてガイダンス施設を設置する。
- ・現段階ではガイダンス施設の規模及び機能について、以下の内容を想定する。
意匠等：歴史景観にふさわしい意匠・構造とし、規模等については今後の検討とする。
機能等：展示機能～主にS重点遺構保存活用地区を対象とした展示内容とし、東北歴史博物館、埋蔵文化財調査センターの展示との役割分担にも配慮するとともに現地に即したガイダンス機能の充実を図る。
学習機能～隣接する多目的広場も併用し、現地を生かした歴史学習の場所としても活用する。
情報機能～特別史跡に関連する様々な情報を提供する。
拠点機能～ボランティアガイド等の活動拠点として利用する。

案内・休息施設 * 案内・休息施設

- ・来訪者の利便性に配慮し、各地区に必要な応じて小規模な案内・休息施設を設置する。

説明板等 * 説明板等

- ・全体的なサインシステムを検討し、それに基づき、適宜必要な説明板等の新設や更新を行う。
- ・音声ガイドやユビキタス等の解説ソフトの効果的な導入についても検討し、来訪者の希望に合せた情報入手方法の選択を可能にする。

便所・多目的広場 * 便所・多目的広場

- ・ガイダンス施設に隣接して来訪者用の多目的広場と便所を設置する。
- ・多目的広場については、大型バスや車イス利用者などの乗降スペースとして配慮するとともに、全体的な緑化修景を行い史跡景観との調和を図る。

動線計画 ハ) 動線計画

* 歩行者動線

- ・来訪者の動線については、南北大路、南門復元建物、政庁－南門間道路、政庁跡を結ぶ多賀城の中軸線を再現する。
また、東北歴史博物館やJR国府多賀城駅から南北大路までの連絡遊歩道を新たに中央公園内に設置する。
- ・第2次保存管理計画期間中に設置されたA1整備活用地区の既設遊歩道との接続等、全体的な遊歩道の一体的な利活用にも配慮する。

(4) 各地区の保存活用に関する整備方針

ここでは、前項の各地区における保存活用の基本的な考え方を踏まえ、各地区を特徴ある機能と景観とをもった一定の個性的歴史的環境のまとまりとして捉え、その整備方針を定める。なお、本計画で用いる地区名は、地形や、古代多賀城当時に推定される官衙配置等の遺構の特性、周辺景観などの復元像、さらには現在の整備活用の状況、将来的な利用の基本的な考え方などを考慮して区分した地区に名称を付したものである(図47)。具体的な整備手法等に係る方針は、各地区に共通する内容であることから、次項「(5) 遺跡の保存活用に関する整備方針」に記す。

① S重点遺構保存活用地区

S重点遺構保存活用地区は、城外の南北大路から南門を経て政庁に至る多賀城跡の最も中枢な区域である。主にa. 政庁地区、b. 政庁南面地区、c. 南門地区、d. 南辺東地区、e. 南辺西地区、f. 館前地区で構成される。このS重点遺構保存活用地区の基本的な考え方としては、最優先として短期的・中期的に整備を実施するとしていることから、以下の方針により、積極的な遺構表現と集中的な諸施設設置を行うこととする。

a. 政庁地区

これまでに発掘調査の最新成果を反映した遺構表示等の整備が完了している。政庁地区の北端部は、他の整備地区から比較的近い位置にあり、動線の中継できる場にあたるため、今後、公開・活用、管理運営のための整備を計ることとする。

b. 政庁南面地区

この地区では政庁南大路や城前官衙建物群等が確認されており、これらの遺構表示を行う。

また、地区南西部の鴻の池地区と通称されている湿地域では、土木遺構の調査検討を行うとともに、多賀城成立時の地形及び水質環境のための調査を行い、景観復元をめざす。

c. 南門地区

この地区では南門跡や築地塀跡、南北大路跡等が確認されており、これらの遺構を復元的に展示する。

その際には、名勝「おくのほそ道の風景地 壺碑」の風致景観の維持に努め遺構整備との調和を図る。

また、地区の南端部を多賀城跡への導入拠点と位置付け、ガイダンス機能を整備し、来訪者の利便性向上を図るとともに、多賀城の南面に形成された古代都市の存在を紹介する場とする。

d. 南辺東地区、e. 南辺西地区

多賀城の南辺を区画する築地塀跡等の外郭区画施設に関連する遺構等が確認されており、これらの遺構表示を行う。また、これらの地区ではS重点遺構保存活用地区に隣接してC湿地環境保全地区が設定されていることから、後述するように湿地環境を生かした整備も図ることとする。

f. 館前地区

この地区では城外に位置する国司館とみられる遺構群が確認されており、これらの遺構表示を行う。また、JR国府多賀城駅からの導入口と位置付け、案内施設等の整備を行う。

② AI遺構等保存活用地区

AI遺構等保存活用地区は、政庁の東側に位置する丘陵を中心とする区域である。主にg. 作貫地区、h. 東門・大畑地区、i. 東辺地区、j. 政庁東方地区から構成される。

AI遺構等保存活用地区には、これまで部分的に遺構表示等の整備を実施してきた地区と、整備に未着手の地区とがある。既整備地においては、遺構表示や諸施設の維持と充実を図ることとし、未整備地においては今後、計画的に遺構の表示等や案内・解説施設、便益施設等の整備を行うこととする。

g. 作貫地区

この地区では、丘陵頂部の平坦面で実施された発掘調査により実務官衙建物群が確認されており、既に遺構表示等の整備が実施されている。既設の諸施設は経年により劣化しているものもあるため、当初の整備目的と整備効果を検証し、必要に応じてこれらの更新等を図ることとする。

h. 東門・大畑地区

この地区は城内最大の実務官衙域であり、塩竈に想定される国府津からの入り口としても重要な役割を果たしていたと考えられ、導入口に位置付けるとともに、積極的に遺構を表示する地区とする。北半

随一の文化交流拠点を核とした街づくりを進めることとしている。

これらにより、基本目標2「本市への新しいひとの流れをつくる」では、主な個別計画として「歴史的風致維持向上計画」を位置付けている。

政策	施策		基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
			地域の特性に応じた生産性の高い地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	本市への新しいひとの流れをつくる	結婚・出産・子育ての希望をかなえる	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
安全安心	1-1 防災・減災対策の推進	1				○
	1-2 防犯対策の推進	1				○
	1-3 安全な消費生活の確保	1				○
	1-4 交通安全対策の推進	1				○
健康福祉	2-1 地域福祉の推進	4	○	○	○	○
	2-2 健康づくりの促進	2			○	○
	2-3 子育て支援の充実	2			○	○
	2-4 高齢者福祉の推進	3	○		○	○
	2-5 障害者(児)福祉の推進	3	○		○	○
	2-6 社会保障等の充実	2			○	○
教育文化	3-1 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上	2			○	○
	3-2 学校教育の充実	2			○	○
	3-3 生涯学習の促進	1				○
	3-4 市民スポーツ社会の促進	1				○
	3-5 文化財の保護と活用	2		○		○
生活環境	4-1 自然と生活環境の調和	1				○
	4-2 循環型社会の促進	1				○
	4-3 良好なまちなみの保全	2		○		○
	4-4 都市インフラの保全	3	○	○		○
産業活気	5-1 農業の振興	3	○	○		○
	5-2 商工業の振興	3	○	○		○
	5-3 地域資源を活用した販売の創出	3	○	○		○
地域創生	6-1 地域経営の振興	4	○	○	○	○
	6-2 多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進	4	○	○	○	○
	6-3 地域資源を活用した市民文化の創出	4	○	○	○	○
行政経営	7-1 適正な事務の執行と行政サービスの提供	1				○
	7-2 組織・人事マネジメントの推進	2			○	○
	7-3 健全な企業経営の推進	1				○
	7-4 環境変化に対応した行政経営の推進	3	○	○		○

11

11

12

29

多賀城市まち・ひと・しごと創生総合戦略 施策一覧

4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市全域に及ぶ歴史的風致を維持向上し、後世に継承していくために、前項で掲げた課題を解決すべく、以下のとおり基本方針を定める。

(1) 特別史跡多賀城跡附寺跡の保存と活用に関する方針

特別史跡多賀城跡附寺跡に関しては、文化財保護法や保存管理計画に基づき、適正に管理していくとともに、第 1 期計画に引き続き、本市の象徴となるばかりでなく、古代律令国家を支える東北支配の要衝として建設された多賀城の威容を感じさせる多賀城南門の復元事業及びその周辺整備を実施し、特別史跡全体としての統一感をもった保存と、様々な主体が持続的に多賀城跡を活用できるような取り組みを実施する。

また、案内板や史跡内の説明板などの老朽化した施設の修理・修復をはじめ、新たな設置・整備によって、わかりやすい観光・散策ルートの表示を推進する。

さらに、地元住民のみならず、関係団体や学校など多様な主体と連携しながら、保護顕彰・維持管理に努めていく。

(2) 歴史的建造物の保存と活用に関する方針

第 2 期計画においても、興井・末の松山周辺の環境整備を継続的に実施するとともに、引き続き歴史的風致形成建造物などの指定を実施し、消失の防止や修理・修復などに対する支援策を講じる。

また、観光や伝統文化などと連携を図りながら、歴史的建造物を利活用し、交流人口の増加に努める。

(3) 歴史的な景観の保全に関する方針

第 1 期計画で地元住民と検討していた歴史的な街並みの景観保全に向けた規制誘導のルールを第 2 期計画において改めて検証したうえで、ルール運用に向けて取り組むこととする。

地元住民が自ら景観の保全に積極的に取り組んでいけるよう、住宅や外構修景に対する補助制度の創設に取り組むこととする。

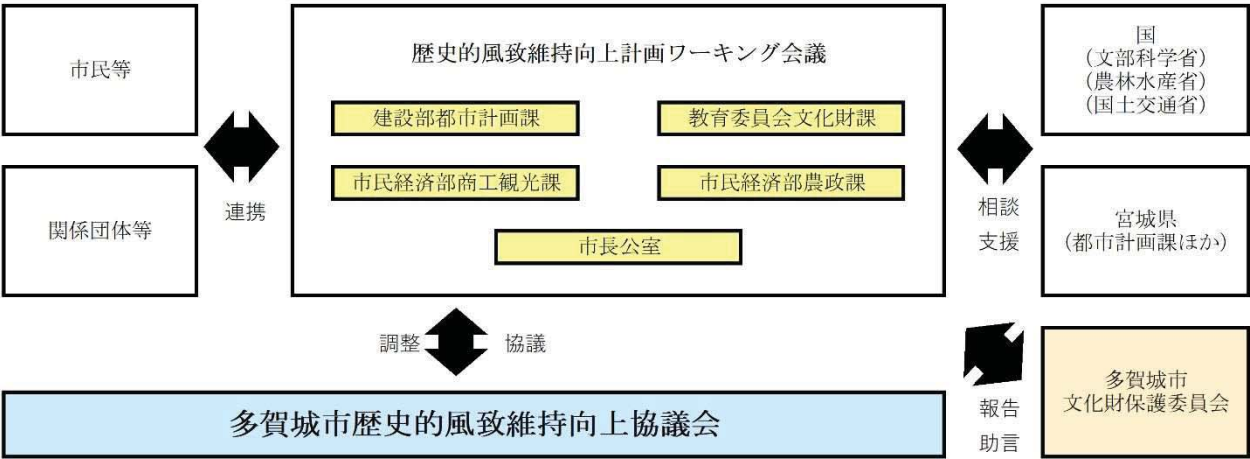
5 歴史的風致維持向上計画の実施体制

計画の推進に当たっては、必要に応じて都市計画担当部署（建設部都市計画課）と文化財担当部署（教育委員会事務局文化財課）を事務局とした歴史的風致維持向上計画ワーキング会議を開催し、庁内関係部署と連絡・調整を行ったうえで、法律第 11 条の規定による多賀城市歴史的風致維持向上協議会における協議・調整や多賀城市文化財保護委員会における報告・助言を行い、計画の変更や事業の追加・削除について、柔軟に対応していくこととする。

なお、多賀城市歴史的風致維持向上協議会は毎年定期的を開催し、その都度事業の進行管理や歴史的風致の維持向上について確認を行うものとする。

歴史的風致を維持向上するための事業展開に当たっては、関係する個人や機関との連携を図りながら事業の円滑な実施を図るものとする。

さらに、計画の重大な変更にあたっては、市民意見を聴取し、多賀城市歴史的風致維持向上協議会で協議・連絡調整を実施したうえで計画の更新を行うこととする。



歴史的風致維持向上計画の実施体制

図表 1－12 本市内耕作生産状況

(単位：千万円)

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年
野菜類	13	11	11	8	9
植木類(米)	29	27	31	27	26
果樹類	1	1	1	—	1
花卉類	17	14	13	13	14
穀物類	1	—	1	1	—
その他	1	1	1	1	1
合計	62	54	58	50	51

(資料：東北農政局『生産農業所得統計』)

2 観光の状況

本市の観光は、特別史跡多賀城跡に代表される歴史的遺産と、歌枕(多くの人が和歌に詠み込んだ名所・旧跡)などの文化的遺産が核となっており、他の観光地と比較して、県内でも極めて特徴的な存在となっている。

平成 25 年には、宮城県内の官民一体で取り組む大型誘客事業「デスティネーションキャンペーン」を実施し、本市を含む県内各地に多くの観光客が訪れ、本市においては「観光客入込数」も震災前と同程度まで回復したが、今後はこの状態の維持、向上を目指していくために、更なる努力や工夫が必要となる。

しかし、平城宮跡(奈良県)、大宰府跡(福岡県)とともに日本三大史跡に数えられている古代国府である多賀城跡などの歴史的遺産地域は、飲食・小売店が集中する中心市街地との間に距離があり、また特別史跡の制約で、周辺に物品販売施設が建設できない。

また、本市は塩竈市・松島町と仙台市の間に位置しており、仙台市方面からの観光客は塩竈市・松島町方面を目的地としていることが多く、まちの賑わい創出のためにも通過型から滞在型の観光地への転換を図っていく必要がある。

そのためには、本市の主な観光資源は市内に点在していることから、周辺自治体を訪れる観光客の動向も視野に入れた、広域的な観光導線の創出が課題となっている。

一方、J R 多賀城駅北地区の商業施設には、年間 120 万人の来場者を想定しており、また本市に隣接している仙台うみの杜水族館では、平成 27 年 7 月 1 日の開業以来、同年 11 月 16 日には入館者数 100 万人を突破した。商業機能の回復と、本市に点在する東北有数の観光資源である史跡に 200 万人以上の来場者をつなぐ「観光産業」の確立が叫ばれているところである。

加えて本市の玄関口である J R 多賀城駅は、隣町である七ヶ浜町の玄関口と

しての機能をも有し、七ヶ浜町民及び七ヶ浜町への観光客が多数利用している。このことから、七ヶ浜町も本市と同一エリアとして捉え、広域的な観光振興を本市は目指している。

(1) 本市内の観光スポット分布

ア 観光資源の分布

本市には、歴史・人文資源を中心に41ヶ所の観光資源の他、イオン、ヨークベニマルなどの大型商業施設が存在し、また三井アウトレットパーク仙台港もＪＲ多賀城駅に隣接するＪＲ中野栄駅の徒歩圏内にある。

本市内のＪＲ東北本線・仙石線の各駅近隣にも観光資源は存在するが、その数はＪＲ東北本線国府多賀城駅周辺が圧倒的に多いのが現状である。観光客の誘引力を持つ施設も、ＪＲ国府多賀城駅近辺に集中している。

一方、蔦屋書店を運営するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(CCC)が指定管理する市立図書館がＪＲ多賀城駅前に移転することから、今後はＪＲ多賀城駅近辺も新たな観光客の誘引が可能になると考えられる。

しかし、ＪＲ国府多賀城駅近辺に多く存在する本市の観光資源は、市立図書館が移転する交通量・乗降客数ともに多いＪＲ多賀城駅周辺からは1.5km離れているため、徒歩移動での散策は難しい位置関係にあり、2次交通の整備が必要である。

図表 1－1 3 本市内主要周辺の観光資源

	半径 500m圏	半径 1 km圏	合計
J R 東北本線 国府多賀城駅	7ヶ所 [歴史 4、人文 1、自然 2]	11ヶ所 [歴史 5、人文 2、自然 4]	18ヶ所
J R 仙石線 多賀城駅	3ヶ所 [歴史 2、人文 1]	6ヶ所 [歴史 3、人文 1、自然 2]	9ヶ所



【歴史資源】

- ★ ①多賀城跡
- ②多賀城廃寺跡
- ③多賀城碑
- ④浮島
- ⑤柏木遺跡
- ⑥沖の井
- ⑦館前遺跡
- ⑧山王遺跡
- ⑨高崎遺跡
- ⑩野田の玉川
- ⑪末の松山
- ⑬大代横穴墓群
- ⑬おもわくの橋
- ⑬市川橋遺跡
- ★ ⑮東北歴史博物館
- ⑮埋蔵文化調査センター
- ⑮山王・南宮板倉

【人文資源】

- ①多賀城神社
- ②多賀神社
- ★ ③陸奥総社宮
- ④浮島神社
- ⑤柏木神社
- ⑥喜太郎神社
- ⑦宝国寺
- ⑧貴船神社
- ⑨日吉神社
- ⑩南宮神社
- ⑪慈雲寺
- ⑫化度寺
- ⑬荒瀬巾神社

【自然資源】

- ①多賀城跡桜
- ②さざんかの森
- ★ ③加瀬沼
- ④貞山運河
- ⑤六月坂桜
- ⑥沖の井
- ⑦ハギ大路
- ⑧塩釜街道
- ⑨山王・南宮板倉
- ⑩野田の玉川
- ★ ⑪あやめ園

【大規模商業施設】

- ★ ①イオン
- ★ ②ヨークベニマル
- ★ ③三井アウトレットパーク仙台港
- ★ ④1万人以上の観光客を誘引している著名な施設